

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画案

令和 3 年 3 月

静 岡 県

は じ め に (未定稿)



令和3年3月

静岡県知事 川勝 平太

目 次

I	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ、期間、基本的な考え方	2
3	国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務	3
4	ギャンブル等依存症とは	4
II	本県のギャンブル等をめぐる状況	
1	ギャンブル等の状況	5
2	ギャンブル等依存症問題の状況	6
III	ギャンブル等依存症対策の基本的理念等	
1	基本理念	10
2	基本的な方向性	10
	（1）発症予防	
	（2）進行予防	
	（3）再発予防	
	（4）多重債務問題等への取組	
	（5）基盤整備	
3	重点目標	12
	（1）ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防	
	（2）ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	
IV	計画の体系	15
V	基本的施策	
1	発症予防	
	（1）正しい知識の普及啓発	16
	（2）教育の振興等	17
	（3）不適切なギャンブル等への誘引防止	18

2 進行予防	
(1) 相談支援の充実	20
(2) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等	21
3 再発予防	
(1) 社会復帰の支援	23
(2) 民間団体の活動に対する支援	24
4 多重債務問題等への取組	
(1) 多重債務問題への取組	25
(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化	25
5 基盤整備	
(1) 依存症対策の体制整備	26
(2) 人材の確保	26
(3) 調査研究の活用	27

VI 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携	28
2 推進体制	28
3 進行管理	28

推進計画立案後記：「ギャンブル等依存症についての知識と情報の必要性」・・・29

【資料編】

1 相談先一覧	30
2 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画に係るアンケート調査	35
3 ギャンブル等依存症対策基本法	40
4 ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議	47
5 ギャンブル等依存症対策推進基本計画概要	49
6 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱	50
7 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員	51
8 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過	52

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

私たちの生活の中では、多くの人が競輪、競艇、オートレースなどの公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、それらにのめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に陥り、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、早期発見・早期介入により適切な治療や支援を受けることで回復が十分可能である一方、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、治療及び支援に関する情報を入手しにくい等の理由により、ギャンブル等依存症である者やその家族が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。

こうした問題意識の下、国において、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行されました。

基本法では、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体に取り組むべき基本的施策等が示されました。

地方公共団体の責務として、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定、実施するとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされました。

このような状況を踏まえ、本県では、総合的な対策を推進するため、国が平成31年4月に策定した「ギャンブル等依存症対策基本計画」を基本としつつ、県の実情に即した「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。

県は、本計画に基づき、国、市町、関係事業者、医療機関、民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策や多重債務問題等に対する取組を行うとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ、期間、基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定による都道府県計画として策定します。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 基本的な考え方

本計画では、以下の基本的な考え方に基づき、ギャンブル等依存症対策を進めていきます。

① PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

計画に定める基本的施策については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、行政機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的に取組を進めていくことが重要です。

このため、本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を実施します。

③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

このため、本計画においては、教育の振興、広報活動等を通じた知識の普及啓発、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していきます。

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務

基本法では、国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務が定められています。

（１）国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

（２）地方公共団体

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

（３）関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努める。

（４）国民（県民）

ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

（５）ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

4 ギャンブル等依存症とは

依存症とは、アルコールや薬物等の特定の物質を摂取することや、ギャンブル等やゲーム・インターネット等の特定の行為に、過度にのめり込むことにより、「やめたくても、やめられない」状態のことです。

依存症の種類は、大きく分けて「物質依存」と「プロセス依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめり込んでしまう「プロセス依存」にあたります。

基本法においては、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義しており、本計画においても同様に定義しています。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条第1項）

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内の公営競技の状況

県内にある公営競技場は以下のとおりです。

競技	競技場名	競技施行者	2018年度売上 【単位：百万円】
競輪	静岡競輪場	静岡市	24,187
	伊東温泉競輪場	伊東市	15,409
モーターボート競走	ボートレース浜名湖	浜名湖競艇企業団	50,722
オートレース	浜松オートレース場	浜松市	11,232

※出典：KEIRIN.JP

BOAT RACE オフィシャルウェブサイト

オートレースオフィシャルサイト

(2) 県内の遊技場店舗等の状況

県内にある遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数			
		ぱちんこ 遊技機	回胴式 遊技機	スマート ボール等	合計
静岡県	280 店舗	76,393 台	48,920 台	11 台	125,324 台

※2019年12月31日現在

出典：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症の状況

① 全国調査の結果

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)において、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査が行われています。直近の調査(平成29年度)では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、成人の0.8%(約70万人)と推計されています。

静岡県の成人人口は約301万人(令和元年10月時点)であることから、約2.4万人はギャンブル等依存症が疑われる者がいると推計されます。

<全国調査の結果>

(平成29年度)

この調査では、全国300地点の住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し、面接調査を実施しました。調査対象者数は10,000名であり、回答者数は5,365名(回収率53.7%)、ギャンブル等依存に関する調査項目(「SOGS」※1)における有効回答数は4,685名(有効回答率46.9%)でした。

	平成29年度 全国調査		(参考)
			平成25年度 全国調査
研究実施主体	日本医療研究開発機構(AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者:松下さ生 副院長)		厚生労働科学研究 研究代表者:樋口進 (久里浜医療センター院長)
調査方法	面接調査		自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出		全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	10,000名		7,052名
回答者数	4,685名(回答率 46.9%)		4,153名(回答率 58.9%)
ギャンブル等依存が疑われる者(SOGS(※1)5点以上、過去1年以内)	推計値	0.8%(0.5~1.1%)(※2) (32名/4,685名)(※3)	調査していない
	(内訳)(※4)パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	0.7%(0.4~0.9%) (26名/4,685名)	
ギャンブル等依存が疑われる者(SOGS5点以上、生涯)	推計値	3.6%(3.1~4.2%) (158名/4,685名)	4.8%(4.2~5.5%)(※2)
	(内訳)(※5)パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	2.9%(2.4~3.4%) (123名/4,685名)	調査していない

※1 SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存のスクリーニングテストである。

※2 数値は年齢調整後の値。()内は95%信頼区間:同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

※3 ()内は実数

※4 過去1年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

※5 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

② 本県の状況

本県における依存症別の医療機関数や患者数は下表のとおりになります。

ギャンブル等依存症により、本県の精神科病院に入院した患者数は一桁、1回以上医療機関を受診した外来患者数が54人となっています。

上記の全国調査におけるギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数と比較して少ないことから、医療機関につながっていない方が多いことが考えられます。

	項目	アルコール		薬物		ギャンブル等	
		実数	人口十万人当たり	実数	人口十万人当たり	実数	人口十万人当たり
静岡県	入院診療している精神病床を持つ病院数	34	0.908	18	0.481	3	0.080
	外来診療している医療機関数	139	3.714	64	1.710	13	0.347
	精神病床での入院患者数	620	16.564	84	2.244	0-9	-
	外来患者数(1回以上)	1,788	47.769	287	7.668	54	1.443
全国	入院診療している精神病床を持つ病院数	1,515	1.186	709-711	0.556	97	0.076
	外来診療している医療機関数	5,690	4.456	2,486	1.947	539	0.422
	精神病床での入院患者数	27,802	21.770	2,416	1.892	280	0.219
	外来患者数(1回以上)	102,148	79.986	10,746	8.415	3,499	2.740

※ 平成29年度NDB（ナショナルデータベース）より

※ 実数が一桁の場合「0-9」と表示

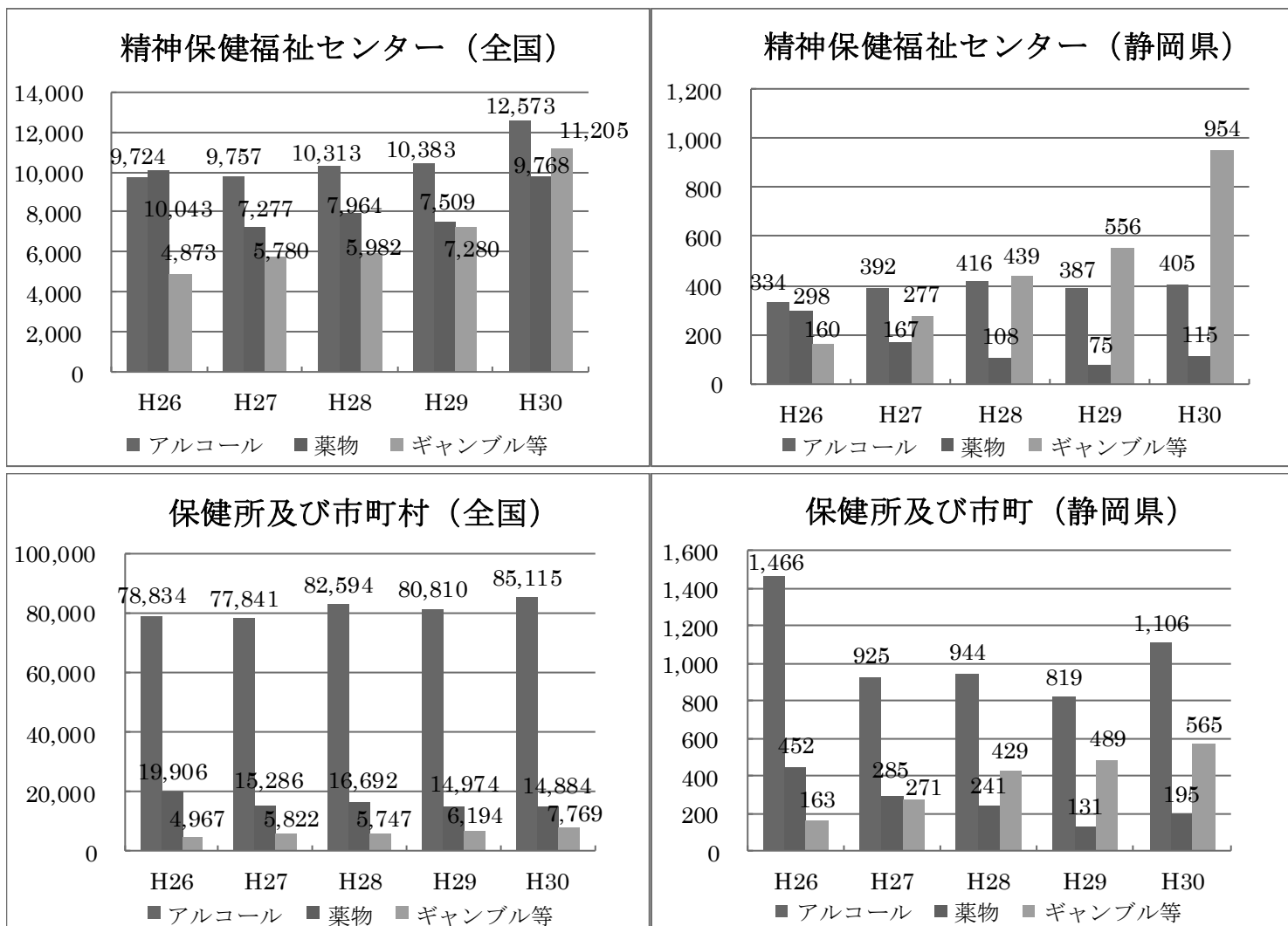
※ 診療実績の人口十万人当たりの指標値について、実数が一桁の場合は「-」と表示

(2) 依存症に関する相談状況等

静岡県において、ギャンブル等に関する相談については、精神保健福祉センターや保健所が中心となり行ってきました。

年度別の依存症問題に関する相談件数は次のとおりとなっています。

<平成 26～30 年度>



※ 県、静岡市及び浜松市の精神保健福祉センター及び保健所、市町の相談件数
 出典：衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告をもとに県が作成
 相談件数：来所＋訪問＋電話＋メールによる延べ件数

本県におけるギャンブル等依存症に係る依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関、依存症相談拠点については、次のとおりです。

(令和2年12月時点)

	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関	依存症相談拠点
静岡県	聖明病院（富士市） 服部病院（磐田市）	聖明病院（富士市） 服部病院（磐田市）	静岡県精神保健福祉センター
静岡市	令和3年度に指定	令和3年度に指定	静岡市こころの健康センター
浜松市	令和2年度に指定	令和2年度に指定	浜松市精神保健福祉センター

(3) 現状認識

本県においては、これまでギャンブル等依存症対策として、相談対応、回復支援プログラムの実施、依存症専門医療機関の選定等を行ってきました。

一方、ギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数の約2.4万人に対して、本県の精神科病院に入院した患者数は一桁、1回以上医療機関を受診した外来患者数が54人（平成29年度）となっています。

また、ギャンブル等依存症に関する相談件数は1,519件（平成30年度、精神保健福祉センター、保健所及び市町における相談総件数）となっています。

これは、依存症が「否認の病」といわれ、本人が自分の置かれている状況や問題を認めないことに加え、ギャンブル等への依存はアルコールや薬物とは異なり、身体症状が現れないことから、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくい特性があることや、治療を受けられる医療機関が限られ、治療及び支援に関する情報を入手しにくいこと等から、必要な治療や相談支援につながない状況が推測されます。

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の基本理念等

1 基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ・ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。
- ・ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。
- ・医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 基本的な方向性

(1) 発症予防

○正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

ギャンブル等にのめり込むリスクや、ギャンブル等依存症について正しく理解した上で、公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいける社会をつくるため、正しい知識の普及、教育の振興及び関係事業者による不適切なギャンブル等への誘引を防止する取組を促進します。

(2) 進行予防

○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる連携体制づくり

精神保健福祉センター、保健所及び消費生活センター等が中心となり、ギャンブル等依存症問題の相談窓口を確保し、関係事業者、医療機関及び自助グループ等との連携により、適切な相談支援、社会復帰支援につなげる体制づくりを行います。

○医療の充実と連携の促進

地域においてギャンブル等依存症の専門的な治療ができる医療提供体制の整備を進めるとともに、依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関と一般医療機関等との連携を推進します。

(3) 再発予防

○ギャンブル等依存症である者が円滑に回復、社会復帰するための支援体制づくり

ギャンブル等依存症である者の回復及び社会復帰が円滑に進むよう、社会復帰に携わる支援者のギャンブル等依存症の理解を深めるとともに、自助グループ等の民間団体と連携して支援を進めていきます。

(4) 多重債務問題等への取組

○ギャンブル等依存症問題への取組の推進

ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題への取組を推進します。

(5) 基盤整備

○ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

また、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図るとともに、国の実態調査等を活用し、本県におけるギャンブル等依存症対策の充実を図ります。

3 重点目標

重点目標 1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

○現状と課題

- ① ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなど、正しい知識が県民に十分に理解されていない状況です。このため、ギャンブル等による問題が生じて、依存症が原因であると本人や家族が気付かなく、周囲の理解も得にくいこと等から、適切な医療や相談窓口につながりにくいという課題があります。
- ② ギャンブル等依存症である者のギャンブル等の開始年齢は、20歳以下が多いことから、それにのめり込むプロセスや依存症に関する知識の普及について、大学生、新社会人等の青少年や若い世代への働きかけを行う必要があります。また、学校教育においては、これまで学習指導要領に記述がないため、ギャンブル等依存症に関する指導が十分でなかったという課題があります。
- ③ 関係事業者においては、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した広告・宣伝、ギャンブル等依存を生じさせない環境づくりに関する取組が重要です。

○課題に対する主な取組

- ① ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組みます。
- ② 新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組みます。また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。
- ③ ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組みます。

重点目標２ ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

○現状と課題

- ① ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、関係機関において、ギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援体制を整備する必要があります。
- ② ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、依存症専門医療機関の選定や医療従事者の養成、依存症専門医療機関と一般医療機関等との連携の強化を図る必要があります。
- ③ ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰のため、自助グループ等と連携して支援するとともに、社会復帰に携わる支援者の理解を深める必要があります。
- ④ ギャンブル等依存症である者は、多重債務問題を抱えている場合が多いことから、多重債務相談窓口から適切な専門機関につなぐ体制を構築する必要があります。
- ⑤ ギャンブル等依存症問題に対する様々な取組について、より効果的に実施するためには、関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者における体制を整備する必要があります。

○課題に対する主な取組

- ① ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組みます。
- ② ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組みます。
- ③ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。

- ④ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。
- ⑤ 行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。

IV 計画の体系

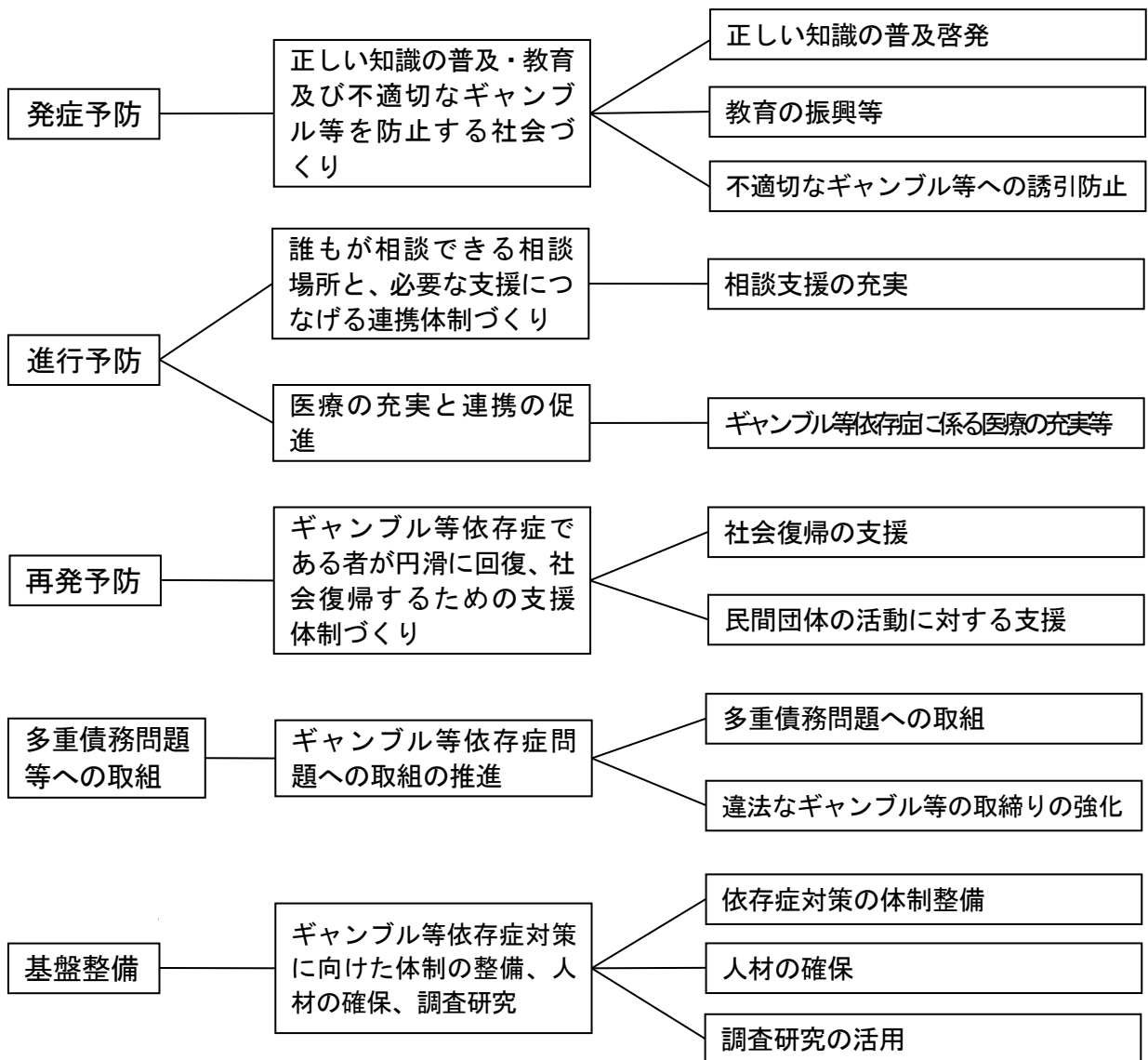
重点目標

- 1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れの目ない支援体制の整備

《 対策 》

《 基本的な方向性 》

《 基本的施策 》



V 基本的施策

1 発症予防

(1) 正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症が病気であることが県民に十分に理解されておらず、適切な医療や相談窓口につながりにくい状況があります。

また、病気に気付かず、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。

このことから、社会全体におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識を積極的に普及啓発するため、以下の取組を実施します。

① 依存症の理解を深めるための普及啓発

- ・ ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識に関するリーフレット等を関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の知識に関する普及啓発に継続的に取り組みます。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から同月20日まで)を通じて、県、市町、関係事業者等が連携し、ギャンブル等にのめり込むリスクや依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)
- ・ 広く県民を対象とした講演会等の実施、県ホームページやSNS等のメディア活用による情報発信を通じ、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

② 関係事業者による普及啓発

- ・ 関係事業者は、公営競技場やぱちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組みます。

③ 消費者向けの総合的な情報提供

- ・ 消費者庁が示している、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発リーフレット等を県内の消費生活センターに配架するとともに、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に取り組みます。(県民生活課)

- ・ 県ホームページを始めとした、多様な広報媒体を活用し情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。
(県民生活課)

④ 青少年等に対する普及啓発の推進

- ・ 新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や子供・若者育成支援強調月間（毎年11月）等において、リーフレット等の配布や情報発信を通じ、知識の普及に取り組みます。
(社会教育課)

(2) 教育の振興等

令和4年度から実施される新学習指導要領において、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることとなりました。

しかし、学校教育においては、これまでギャンブル等依存症について直接的な指導がなされてこなかったため、実際に指導を行う教員への研修、学校において指導する上で参考となる資料の整備などにより、教員等の理解を深めていきます。

① ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進

- ・ 新学習指導要領に関する研修等を通じ、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について、適切な指導を行うことができる教員の養成に努めます。
(健康体育課)

- ・ 学校においては、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を活用して、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について指導に当たります。
(健康体育課)

② 保護者等への普及啓発の推進

- ・ 保護者会、PTA 総会等で学校に保護者が来校する機会を捉えて、ギャンブル等にのめり込むリスク等について周知します。
(健康体育課)

(3) 不適切なギャンブル等への誘引防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、関係事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりが重要となります。

射幸心をあおる内容の広告・宣伝を抑制するとともに、本人・家族申告によるアクセス制限の強化、20歳未満の者等による投票券の購入や利用の禁止等により、不適切なギャンブル等への誘引を防止するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝

- ・ 公営競技事業者は、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ ぱちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ 風営適正化法第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行わないよう指導を行います。（生活保安課）

② 本人・家族申告によるアクセス制限の強化

- ・ 関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。

③ 20歳未満の者等の利用の禁止等

- ・ 関係事業者は、公営競技場内及びぱちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。

④ 営業所内における遊技機の設置に関する取組

- ・ ぱちんこ営業所における遊技機に関しては、出玉規制の強化等を内容とする改正規則※の経過措置が終了する令和4年1月末までに、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機への入替が全て行われるよう指導します。(生活保安課)

※改正規則とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。）のこと。

- ・ ぱちんこ営業者は、改正後の規則に適合した遊技機への入替を順次行います。

2 進行予防

(1) 相談支援の充実

ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であることから、関係機関において相談支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施します。

① 相談支援体制の充実及び本人・家族への支援

- ・ 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できるように、ホームページ等を活用して県民に広く周知を図ります。 (障害福祉課)
- ・ 依存症に関する正しい知識を深めるため、広く県民を対象とした講演会等を実施し、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口に円滑につながるよう支援を行います。 (障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者やその家族等に対しては、関係機関による相談会や自助グループによるミーティング等の活動につなぐなどの支援を行います。 (障害福祉課)

② 相談支援者の育成

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV等の防止のため、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。 (障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。 (障害福祉課)

③ 消費生活相談における的確な対応

- ・ 消費生活センターにおいて、引き続き多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介します。 (県民生活課)

- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる職員研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。(県民生活課)

④ 関係事業者による相談支援

- ・ 公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN[※])の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。

※リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)とは、パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された認定特定非営利活動法人であり、電話相談や相談員養成、啓発活動等を実施している。

(2) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等

ギャンブル等依存症である者が治療を受けられる医療機関が限られることから、適切な医療を受けることができるよう、医療の充実や医療連携を推進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症に係る医療の充実

- ・ ギャンブル等依存症に係る医療の充実を図るため、依存症専門医療機関のさらなる選定に努めます。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、精神科医や看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。(障害福祉課)

② 医療連携の推進

- ・ 依存症治療拠点機関等を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。 （障害福祉課）

3 再発予防

(1) 社会復帰の支援

地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者のギャンブル等依存症に対する理解を深めることで、ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰を促進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症からの回復支援

- ・ 精神保健福祉センターを中心に、自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等を含む依存症である者を対象とした、依存症からの回復のためのリカバリーミーティングを実施します。(障害福祉課)

- ・ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症である者が、医療機関での受診後又は退院後において、医師の指導の下、社会復帰を視野に入れた支援（生活上の指導、地域社会資源の情報提供、民間団体との関係づくり等）を受けられる体制づくりを進めます。(障害福祉課)

② 生活困窮者等への支援

- ・ 生活困窮者自立支援事業を行う事業所、市町の生活保護担当部署に対する情報提供を行うとともに、同事業所や生活保護担当者が地域の連絡体制に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。(地域福祉課)

③ 就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上

- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

(2) 民間団体の活動に対する支援

ギャンブル等にのめり込み、自分をコントロールできないのは、意思の弱さではなく病気の症状です。ギャンブル等依存症は、自分の意思でコントロール出来なくなる病気であるため、自己で回復することは困難とされています。専門の医療機関のほか、同じ目的を持った仲間の集まりである自助グループの回復支援は重要な役割を果たしていることから、これら民間団体の活動を広く周知し、支援していきます。

- ・ 自助グループが開催するミーティング等の活動場所の提供、医療機関や行政等の専門機関に関する情報提供、刊行物発行の費用援助等、活動に対する支援を実施し、民間団体の活動の促進を図ります。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症の回復支援における自助グループが果たす役割について、県民に広く周知します。(障害福祉課)

4 多重債務問題等への取組

(1) 多重債務問題への取組

ギャンブル等依存症である者は多重債務を抱える場合が多く、多重債務は貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、これらの問題を解決するため、以下の取組を実施します。

- ・ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センターや弁護士会、司法書士会等において相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めます。(県民生活課)

(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進し、静岡県では近年は賭博事犯の件数は減少しています。直近5年間(平成27年度から令和元年度まで)の検挙数は0件です。引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを行います。

- ・ 警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。(生活保安課)
- ・ 参議院内閣委員会における、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項*も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。(生活保安課)

*ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項(参議院内閣委員会)

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

5 基盤整備

(1) 依存症対策の体制整備

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

① 包括的な連携協力体制の構築

- ・ 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において、行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関の役割を整理し、相互の情報共有や協力により適切な相談や治療、回復支援までつなげる地域の連携体制を構築します。
(障害福祉課)

② 関係事業者における体制整備

- ・ 公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないように、担当者に対する研修を充実させます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】
- ・ 静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進します。

(2) 人材の確保

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV等の防止のため、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。
【再掲】 (障害福祉課)

- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、精神科医や看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 依存症治療拠点機関を中心として、ギャンブル等依存を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる職員研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】 (県民生活課)
- ・ 生活困窮者自立支援事業を行う事業所、市町の生活保護担当部署に対する情報提供を行うとともに、同事業所や生活保護担当者が地域の連絡体制に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】 (地域福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。【再掲】 (障害福祉課)

(3) 調査研究の活用

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、国の実態調査等を活用し、本県における施策に反映させます。

- ・ 令和2年度に実施した本県におけるギャンブル等依存症に関するアンケート調査の結果分析のほか、国が実施する実態調査の結果を活用し、施策の充実を図ります。 (障害福祉課)

VI 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携

本計画に基づく施策推進にあたっては、静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及び静岡県アルコール健康障害対策推進計画に基づく施策との有機的な連携により取り組むこととします。

2 推進体制

ギャンブル等依存症対策の推進にあたっては、ギャンブル等依存症問題に関する施策との連携が図られるよう、庁内関係課室等と相互に必要な連絡・調整を行い、本計画の取組を推進します。

3 進行管理

計画の達成目標については、国が実施するギャンブル等依存症に関する実態調査[※]の結果を踏まえて、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において有効な指標を設定し、本計画の取組状況の見える化を図り、計画の実効性を最大限に確保します。

また、計画を着実に推進するため、目標の達成状況や施策の進捗状況については、同協議会において意見聴取を行い、適切に進行管理を行います。

計画に位置づけた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。

※厚生労働省補助事業において、令和2年度、国立病院機構久里浜医療センターにてギャンブル等依存症に関する全国実態調査（正式名称：「娯楽と健康に関する調査」）を実施している。